

別添資料（公開）

グループ C

目次

1	韓国にて、児童保護・養育者支援施設の見学とセミナーの開催.....	1
1-1	見学した施設一覧.....	2
1-2	開催したセミナーやレクチャー一覧	2
1-3	調査記録.....	3
1-3-1	調査全体から得られた知見の概要	3
1-3-2	ソウル市江南区大峙育児支援センター（Seoul Support Center） 調査記録4	
1-3-3	民間幼稚園、Banpo Fistige Preschool 調査記録.....	7
1-3-4	区立保育所 チョンダム（清潭 Chung-dam Preschool）オリニチブ 調査記 録	13
1-3-5	職場オリニチブ Plumuone Preschool 調査記録	16
1-3-6	韓国中央児童保護専門機関（Child Protection Service Agency） 調査記録	20
1-3-7	ハンソル保育園（현지아 한솔어린이집） 調査記録.....	24
1-3-8	アパート内保育所 おひさまディケア保育施設（햇님 데이 케어 어린이집） 聞き取り記録	27
2	国内の児童保護・養育者支援施設の見学とセミナーの開催	31
2-1	見学した施設一覧	31
2-2	開催したセミナー一覧	31
2-3	調査記録	32
3	韓国における子ども虐待・マルトリートメント問題の文献レビューの実施	35

1 韓国にて、児童保護・養育者支援施設の見学とセミナーの開催

2018年8月21日から26日にかけて、韓国ソウル市にて、下記の施設見学とセミナーを実施した。

1-1 見学した施設一覧

日時	施設の名称と見学の概要	お話を伺った方のお名前
2017年8月21日	慶熙学院・慶熙大学校 (Kyung Hee University) 委託運営、江南区大峙 (テチ) 育児総合支援センター	Park Ju Young 氏
2017年8月22日	民間幼稚園、Banpo Fistige Haneul Preschool	Min Haeng-Nan 氏
2017年8月22日	区立保育施設、清潭 (Chung-dam) オリニチブ (保育園)	
2017年8月22日	職場保育施設、ハンソル(Han-Sol) 教育希望財団、プルムオン (Pulmuone) オリニチブ	Hye-won Lee 氏
2017年8月24日	保健福祉部 中央児童保護専門機関 (Child Protection Service Agency)	Ryu, Jeong-Hee 氏、Jang, Hwa Jung 氏、Shim, We Sun 氏、Ahn, Dong-Hyun 氏、Kim, Kyung Hee 氏
2017年8月25日	ハンソル保育園 (현지아 한솔어린이집)	Minji 氏
2017年8月25日	韓国保育振興院 (Korean Childcare Promotion Institute)	Cho Yongnam 氏、Kang Gisook 氏、Lee Daeseong 氏 Yi Kyoung Rim
2017年8月25日	アパート内保育所、ヘンニム(Haet-nim) オリニチブ (おひさま保育園)	Myeong-Ha Park 氏

1-2 開催したセミナーやレクチャー一覧

日時	セミナーの名称と概要	お話を伺った人
2017年8月21日	“Seminar on Child Protection and	Meesun Yang (Korea

日, 23 日	Childcare Policies in Korea and Japan“ at Shilla Stay Seocho, Seoul	Institute of Childcare and Education), Yoon-Jeong Shin (KIHASA), Hyung-Mo KIM (Kyonggi University), Jin-Seok KIM (Seoul Womens University), Jeong-Hee RYU (KIHASA)
2017 年 8 月 22 日	韓国の家族の現状についてのレクチャーと意見交換	Yoon-Jeong Shin (KIHASA)
2017 年 8 月 24 日	韓国の育児休業とワークライフバランス政策についてのレクチャーと意見交換	Sophia Seung-yoon LEE (Ewha Womans University)
2017 年 8 月 25 日	現代韓国の家族についてのレクチャーと意見交換	Prof. Jaerim LEE (Seoul National University)
2017 年 8 月 26 日	韓国における児童の法的保護についてのレクチャーと意見交換	Junbom LEE (judge)

1-3 調査記録

1-3-1 調査全体から得られた知見の概要

2015 年からの一連の児童虐待事件をきっかけに、韓国社会において児童虐待への関心が高まってきた。従来ゆらぎのあった児童虐待の定義についても、法律においては犯罪認定の範囲拡大と厳格化が見られることがわかった。例えば、韓国の法律の規定によれば、児童の身体と精神の発達を妨害する行為は虐待となり、虐待罪にあたる行為と認定できる。ただし、認定する際にその基準があいまいだった。新設の児童福祉法の中で、児童虐待が新しい犯罪類型として規定された際に、身体的虐待の規定が厳格化され、情緒的虐待も導入されるようになった。さらに、性的虐待も従来の淫乱行為から、性的羞恥心を起こした行為まで広めた。ネグレクト、すなわち放任行為も犯罪化にされた。そこで、CCTV の導入も義務化づけられ、当初先生のプライバシーと自由の侵害という観点から反対する声もあったが、子どもの安全を守る観点から導入が決定された。実際の運営において、児童の安全だけではな

く、時には教師もトラブルから守られていたケースもあった。保育園の設置について、企業規模が 500 人以上の場合、職場保育園の設置も義務付けられ、働く女性の定着に機能している。「出産総合ポータルアイサラン」というワン・ストップサイトがあり、そこに入れば妊娠、出産、保育園など情報があり、貧困層、障害児、共働きの夫婦という優先順位で入園が決まる。民間保育園においても、ウル市の助成プログラムがあって、児童虐待の防止セミナーを不定期的に保護者向けに開催している。



1-3-2 ソウル市江南区大峙育児支援センター (Seoul Support Center) 調査記録

◆施設スタッフ 聞き取り

日付：2017年8月21日(月) 17:30~19:15

話者：パクチュウヨン氏

参加者(敬称略)：落合、水野、村田、米野、郭、相澤、大木、姚

記録作成：姚

【江南区大峙育児支援センターの基本情況】

- 当施設は保育と家族支援という2つの機能がある。
- 江南区福祉特区の3つの目標
 - 保育の専門性の確保
 - 乳幼児と両親の幸せな育児の実現
 - 世界一流の先進的な保育
- 「乳幼児保護法」の規定により、育児支援センターは必ず委託機関のもとで運営すべき。
当センターの委託機関は慶熙大学校

- 2006年に「育児支援センター」制度を実施した以来、江南区はすでに五つの支援センターを設立した。
 - 利用者（ワーキングマザーとか）の使用の便利さを配慮したため、五つの施設が分れて設置された。当施設は2013年に設立され、五つの施設の中で最も新しくできたものである。
 - 保護者の間ですごく評価され、ほかの区、ほかの都市の手本とされている。
- 江南区保育の特徴について、中間層と富裕層の住民が多いため、人格・性格の教育が重要な内容として強調されている。もちろん、当施設は、低所得の階層にも利用できるように整備されている。

【江南区大崎育児支援センターの機能】

- 二つの主要な支援項目：①保育支援 ②家庭教育・養育支援
 - 保育支援の内容
 - ◇ 運営の強化（保育士の育成、虐待発見の研修など）
 - 家庭教育・養育支援の内容
 - ◇ 教育の強化（家庭教育、親の子供理解に関する教育など；特に少子化対策のために、週末には父親向けの育児教育や啓発活動がある）
 - ◇ 相談体制：子育てや教育だけでなく、夫婦関係も相談の内容にもなれる；一対一のカウンセリングで、オーダーメイドのアドバイスをする
 - ◇ 子どもの発達検査をしている
- ほかの施設では、親子が一緒に遊べる大きめの遊具が設けられている。
- 環境にやさしい支援センターの実現を目指して努力している
- 同区の道谷支援センターは、乳幼児から高齢者まですべての市民に利用できる施設である。
- 同区の三成支援センターは、外国人向けの保育サービスや家庭型の保育サービスを提供している。
- 施設のホームページは、家庭養育の関連情報および保育士向けの専門情報は両方とも閲覧できる。施設の専門アプリもある。

【質疑・質問】

- この支援センターが支援している保育所はいくつかある？その分担は？
 - 江南区には、区立と私立合わせて240前後の保育所がある。区立53所、企業立20

所くらい、残りは民間。支援センターの分担について、本部（当施設）は保育所を運営している。ほかの4施設は在宅保育・育児を支援している。

- 江南区住民なら、区内どの保育所に預けることができる。
- 当施設には、専門資格を持っている方はいるか？非常勤も含まれる。
 - 26人の職員の中で、すべて国家専門資格を持っている。例えば、特別保育士や栄養士、育児教育などの資格がある。医者や看護師はない。ほかには、外部施設との契約があるので、外部の支援も利用できる。
 - 当施設は一時託児の施設なので、医者や看護師はない。
- 当施設は一時託児のサービスだけを提供している施設なのか？
 - 本施設はおもちゃ貸出しや育児相談をメインとする施設である
 - 25個所の専門機関と連携しているので、もし家庭は深刻な困難があれば、ほかの専門施設に案内することも可能である。
- 中低所得階層向けの支援なら具体的には何か？
 - より良いおもちゃを貸してあげるとか、おもちゃの宅配とか、グループカウンセリングをすとか、社会福祉士の派遣とかなどの特別の配慮をしている。
- 児童虐待に関する特別な対策は？
 - 法律に従って行っている。警察や区役所との連携とか、子どもが発達障害の疑いがあれば、親の相談とか、区役所に連絡することなどを実施する。直接でなく、間接的な支援の方が多い。ほかの虐待防止（ストレス低減など）に関連する教育啓発活動も行っている
- 当施設に通っている子どもの年齢は？
 - 0～5歳。2010年の法改訂により、6か月～24か月の子どもも通えるようになった。5歳以上の子どもは幼稚園に行く。
- フォーマルの保育を受けている子どももよくこの施設にくるか？
 - ここは子どもと親の遊び場みたいのところなので、土日には、平日幼稚園に通っている子どもと共働き夫婦もよく来る。平日には専業主婦や専業主夫（育児休暇；でもすごく珍しい）がメインだ
- 当施設の運営の主体は？利用者の資格は？
 - 運営主体は国の保健福祉部、ソウル市、江南区である。
 - ソウル市民はみんな利用できる。
 - サービスはほとんど無料だが、一時保育は有料（一時保育は国からのバウチャーを利用することができる）。江南区の住民や通勤者なら、一部の有料サービスも無料

で利用できる。

- 区だけで資金を出して運営している施設はあるか？（日本の区の保健所みたいなもの）
 - 虫歯検診や栄養検査、栄養教育・相談などのサービスは区の保健所で行われている。
- 多文化家族向けの特別サービスはあるか？
 - 多文化家族支援センターという施設がある。具体的には多文化家族支援センターにお聞きください。

1-3-3 民間幼稚園、Banpo Fistige Preschool 調査記録

時 間：2017年8月22日

参加者：(敬称略、順不同) 落合・水野・米野・村田・阪本・郭・姚・相澤・大木・郝

対 象： private Childcare facility Banpo Fistige Preschool 園長先生

<http://firstigepreschool.kr>

記録者：郝 洪芳

● 幼稚園の名前の意味

- 幼稚園の名前は空の意味で、もっと伝統的な意味で言うと、すべての始まりという意味である。ロゴの花びらは、子どもたちのそれぞれの個性が違うという意味を表している。また、ロゴに鳥が三匹いて、空の運気を運んでくれるという意味である。



● 7つの教育哲学

- 1、 耳を傾ける教育
- 2、 文化的場所としての学校

- 3、 実験的空間としてのアトリエ
- 4、 個人と集団学習者としての子ども
- 5、 子どもたちの多くの言語
- 6、 学びのファンタジー
- 7、 対話とコミュニケーションする子ども

● 伝統的な文化思想：正しい教育をする、子どもを主体的に育てること。

- 自然に対する思想をかなり取り入れている。子どもたちのクラスを自然に合わせた名前にしている。例えば、0歳児の場合、水から山に終わって、その間に山うさぎが水を飲んだりとか、リスがどんぐりを食べたりとか、山うさぎ組にリス組、その間に松の実を食べたりして、松組とか、そこから虎とか、大きな動物になって、それが山に登っていくとか、伝統的な自然に対する哲学の思想をここに取り入れているので、クラスの名前もそういうふうになっている。一番年長さんが大きい山組というふうになっているけど、大きい山は空から川を見下すという感じになる。だから、年長さんと年少さんの関係も、そういう自然に合わせた形でクラスの名前を作っている。

● レッジョ・エミリア教育法

- 子どもが主体になることを目標にするために、保育の先生が何か計画を作って、子どもたちに従わせるのではなく、その日のその日の子どもたちの遊び姿を見ながら、どういう風にしたらいいかを先生たちが考えていく教育をしている。子どもたちにやらせるのではなくて、この子のやりたいことはなんなのか、ということが教育の内容だったり、教育の方向になったりする。評価方法も、先生の物差しで評価していくのではなくて、子どもたちが実際に行ったことをちゃんと記録することで、どういうふうなことをしたか、どういうことが必要なのかを考えていくという評価方法になっている。

● 図書館

- 週二回本の貸し出しが可能。親子で読んだり、先生が使ったりして、自由に読むことができる。



- 小グループ遊び場

- 音楽を使って遊んだり、壁（運動しやすいように鏡張りしている）が外すことができるので、大きなグループで体育をしたりすることもできる。本とか、ブロックもあるので、これらを使って自由に遊ぶことができる。

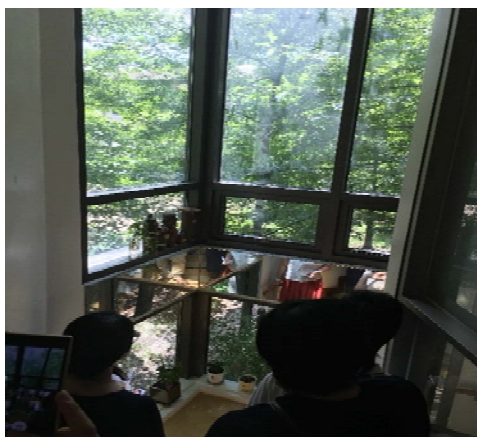


- アトリエ

- 教室で何かを作るときに、必要なものをここに取りにきて、持っていく。自然なもの材料。例えば、木とか、木の葉っぱとか、トウモロコシの蒂とか、紙とかがある。韓国の伝統の織物を作る機会もある。子どもたちが作った作品も置いてある。これらの材料を使って、子どもたちの想像力を作り上げていく。



- 建物の中、どこからも自然が見えるように気を使っている。鏡もたくさんある。自分が今どういう表情をしているのか、自分で自分を見ることができる。特に階段を降りるときとか、自分と友達がどうい表情なのかが見えるように鏡が置いてある。



- クラス見学

- 子どもは詩を思うままに書く：

「遊園地 遊園地は面白い」「遊園地は面白い 面白くて本当に面白い 世の中は面白い 私たちはそのとき、みんな笑っていた」(子どもの詩)

- アトリエ

友達と一緒に遊ぶことを学んでいる。勝つ気持ち、負ける気持ちをゲームで学ぶ。将棋、コンピューターを相手にやっている。友達も一緒にどういう戦略がいいかをアドバイスしながらみんなでする。

七歳の場合、小学校が楽しみになるように、黒板などで学校ごっこをやる。期待をさせて、学ぶとは何か、なんで勉強しないといけないのかをならう。



- ブロックの部屋 (子どもが説明した)

長さの概念が把握できるように、建築物に対する興味が湧くように。

子どもたちは自分で考えて作っている。

最初作った時は崩れた、その経験で作り直している。

バランスを考えながら、カッコ良いことも考えて作っている。

自分で書いた設計図に基づいて作る。三次元二次元を交差して考えながら作っている。

- 四歳の部屋

午前中にリサイクルの材料を使って、みんなで相談して、作る。

私だけの本作り

料理に関心のある子はクッキーを作るためのレシピの本

デザインに関心のある子どもたちはこれを読む

ゲームで遊べるところもある。

字は特別に教えてないけれど、子どもたちが歌を歌う時とか、本を読む時に、この字は

どう読むのと聞いてくるので、その時に教える。字の授業はない。

童話の本、歌の歌詞とかで読み聞かせ、言葉に接している時に、自然に学んでいる。

● 時間

- 共働きの場合は、朝7時半から、そうでない場合は9時半から。夜は7時半まで。8時に来る場合もある。その前に帰る子もいて、4時半とか5時に帰る子が多い。
- お箸ボックスは幼稚園で揃っている。自分で持ってくる。使用后、そのまま家に持ち帰り。
- 夕ご飯は園で食べる。
- 先生たちは9時から18時までの9時間勤務になっている。

● 記録パネル

- 先生たちが作っている。一つのおもちゃに対して、6ヶ月も遊ぶ。想像性など優れた能力を見せる。
- 満一歳の子供達が、本来は自分で子育てをしてもらう立場だけど、お人形を使って、子育ての経験をする遊び。仮想の遊びを通して、どういうふうな愛の溢れた顔を見せるとか、育てる気持ちを体験し、他人を意識するようになってくる。男の子もする。幼ければ幼いほど、男女の区別がない。

● 英語教育

- 五歳の部屋で、男性の保育士さんがいたけれど、彼は二言語使用の先生。こちらで英語しか話さない。子どもたちは彼と話す時に、英語で話す。別の先生とは韓国語で、自然に使い分けている。この地域でご両親は英語に対する情熱が高い、注入式な英語の学習ではなかなか身につかないので、先生と一緒に遊びを通して、自然に英語を身につけるしかたである。英語で雇用されて、補助教師だ。資格を問われない。経験とか、子供を中心に考えられるような人を重要視して、採用している。

● 教育現場における工夫

- 1対10の先生の比率。一つの教室で必ず二人以上の先生がいる。何か一つのことを見るにしても、一人の先生の見方ではなくて、複数の人だと見方が違って来るので、バランスを取るようにしている。子どもたちにとって何が一番いいかを一緒に相談して考えながら協力していく関係で、配置されている。

- 教育課程を協力的に進化が深めるように、循環させるように工夫されている。例えば、子供が何かを遊んでいると、先生はそれを記録して、二人以上いる先生がそれを見ながら相談して、子供に伝えたりして、パネル展示を通じてみんなで共有し、次の段階のさらなる遊びに向かっていく。子供と先生、先生同士で循環して、協力して深化していくように。
- 先生は四年制大学で児童学を専攻する人、先生になるための実習を経た人、保育教師の資格も必要。他の保育園よりも先生に対する資格の要求が高い。他のところでは、四年制大学で児童学専攻までは要求しない。淑明女子大学という有名大学の卒業生が90%。

● 園費用と給料

- 一歳から二歳までは完全に無料で、三歳から五歳までは22万ウォンぐらい。保育料28万8千ウォン、国のシステムで22万ウォンの補助があるから、費用は6万8千ウォンになる。市がまた2万ウォンを出してくれるので、実質的な費用は4万8千ウォンになる。
- 国が決めている基準に合わせているけど、初任給の場合、国から162万、それから区とかいろんなところから80万（他の区より20万から25万ぐらい多い）なので、合わせて242万ウォンが初任給になる。次の年に6万上がって、3年ぐらいから長期手当、だいたい5年勤めると、280万ウォンになる。他のところは区からの支援がより少ないので、他所より給料が高め。
- 月給がいいので、いい先生が雇用できる。
- 四年制大学を出る人を雇用しているので、だいたい五年間働くと結婚してしまうので、育児休暇を使って、帰って来る人をいま待っている状況。この園は8年前に開園したので、いま働く人たちの中で、一番長いのは5年ぐらい働いている。

1-3-4 区立保育所 チョンダム (清潭 Chung-dam Preschool) オリニチブ 調査記録

日付：2017年8月22日

参加者（敬称略）：落合、水野、米野、村田、郝、姚、郭、相澤、大木

記録作成：郭

2006年6月22日開園し、慶熙大学校の委託を受けて公立保育園として運営している。今は11年目になっている。15名の教員に対し79名の学生がいる。乳児の利用もあり、6ヶ月から利用できる、昔は乳児も利用できるが、今は幼児だけの利用になっている。

最初は親に子どもの日頃の活動を展示するパネルがたくさん置いてある部屋に案内された。その中で二つを紹介された。2歳の子どもたちの様子、子どもたちが自発的に遊ぶ。園が子どもに材料を渡し、子どもがどのように遊ぶかを観察する。紐を渡したり、それを切ったり、結んだりして、それを引っ張って汽車ごっこをする。紐を使った体の遊びなどもできる。みんなで「ナンタ」公園へ見に行き、どんなものは音が出るのかを見学する。それから自分たちで楽器を作ってみて、今度はリズム感も意識し、最終的に公演をする。次はカメラプロジェクトで、使い捨てカメラとかデジタルカメラとかで子どもたちが色々取ってくれるが、例えば水の中でどうやってとるのかを考えて、子どもがGブロックに入れて撮ると提案する。やってみようとやったら本当に撮れた。少しずつ違う遊びをしている、紐の遊び以外に木の遊びや、ビニール、光と影などがある。カメラの遊びは3歳の子どもが遊んでいた。担任の先生が記録をしている。もう一枚が園児のお母さんがパン屋さんで働いて、みんなでパン屋に行ってパンを作ってみた写真だった。小さなプールが保育園の中にある。

昨日(2017年8月21日)訪問した育児支援センターは最初、一緒にここにあった。その後分離し、ここは保育園だけになった。この特徴は時間制である。時間制は予約を受け付け、臨時的に保育をする。予約は必要であり、アプリからも予約できる。一階に一時保育があり、訪問した時にみんな三階のプールの隣の部屋で昼寝をしていたので、一階にいなかった。予約制の子どもが15名いる。3組に分かれて、5人ずつ子どもがいる。年齢に応じて先生の配置を決め、幼い子どもが1:3とか、ちょっと大きくなれば1:5になる。院長、保育教師、ヌリ補助と補助教師が2名、調理師が1名、その他保育の手伝いをするのが1名いる。合わせて15名教職員がいる。園訓の一つ目は健康で幸せな子どもたち、二番目は想像力のある子ども。先ほど地下のパネルで見た通り、先生が主導的ではなく、子どもが主導的に遊んで、自ら進んでやれるようにし、先生たちはそういう子どもたちを観察する。園は基本的なプログラムにしたがってやっていて、何か特別にやることはそれほど多くはない。例えば、1歳児の国家プログラムとして五感を育てる内容があって、2歳児の時に絵本プログラムをやり、乳幼児にもプログラムがあるが、それぞれのプログラムを通して、先生はより良いプログラムを開発できるようにしている。ここが都市なので、自然に恵まれていないが、鉢植えて農業をやっていて、人格教育を行う。3~5歳は森体験散歩活動を行う。昨年が多文化教育をはじめ、三段階からなり、去年の一年目は様々な国を知るというテーマであり、アメリカ、ベトナム、日本、韓国、中国の文化の日を行なった。今年は様々な文化に触

れるというテーマであり、その時食べ物、仮面、伝統家屋などの共通と差異に注目して、行なっている。世界を身近に感じて、親近感を感じる。差異を特性として捉えるようにしている。これらの教育は両親にも参加してもらう。ここの両親は一般の韓国人の両親である。外国人の親を持つ子どもが少ない。お父さんがアメリカ人のケースがあった。この活動は両親にも参加してもらうというところに主眼を置いている。お母さんたちとの運営委員会もある。例えば、親御さんを招待して、半日ぐらい一緒に過ごし、どういう風に創意力の教育をしているのかを見ていただく。バザーも行い、そこでの収益金は国連環境計画委員会の韓国支部に寄付している。ここの親は共働きが多い。幼いけれども、子どもに時間を作ることが非常に必要だとご両親に説得する。親が様々な休暇があるので、それを子どものために使っていただく。第一優先順位は貧困層や、障害児になっているが、この地域ではそういう子がいないので、むしろ共働きの人は優先順位が高くなっている。比率的にはお母さんが多いが、お父さんも増えている。お父さんは一日先生の形で参加し、一緒に遊んでくださったりする。何かイベントの時や、送り迎えの時も、お父さんの姿もちろほら見える。祖父母も多く、ベビーシッターも多い。ベビーシッターはこの地域の特徴で、一般的ではない。ベビーシッターは韓国の方もいるし、中国人朝鮮族の方、フィリピンの方もいる。最近、韓国語でボランティアを才能寄付と言い、親御さんは自分の持っている才能を使って一日教師をする。親御さんの積極的な参加を促す。地域と子どもが旨く関わり合えるように、周辺の機関を利用し、子どもたちが年末に挨拶回りに行く。コンビニは子どもが買い物体験できるように協力してくれる。普通、小さい子どもがギャラリーには入れないが、こちらのギャラリーが配慮してくれて、入れるようにしてくれた。園は先生たちの専門性を高める教育の重要性を感じ、さらに心理的なこととか、フィーリングとか、先生がこの仕事を通して幸せな気持ちになれるようなことも重要であるので、そちらの研修にも気を使っている。支援センターとも連携しながら研修を行なっている。基本的な目標は国が作っているが、こちらの園は慶熙大学の委託を受けているから、慶熙大学が持っている創意性の方向性に関する教育とか、研究にしたがってやっている。多文化教育も今大学がそちらの方向性を進んでいるので園も関連するイベントを行なっている。園は大学の教授と教育の方向性を検討する会議にも参加する。大学で研究もしているが、大学との関係で人脈作りは一緒にしているが、先生たちへのプログラムは院長が運営委員長なので院長が作ったものである。本好きの子どもを育てるために、園が本を選んで、子どもに貸し出ししている。慶熙大学の委託を受けているので、ここには大学生のボランティアもいるし、実習生もいる。公立の保育園に入るのは難しい。入り口で熱を測る機械が置いてある。伝染病の場合は入り口の所でチェックして、気を使うが、一般的に熱を出したりする子どもに対し、それだけで入れないことはしない。親

に直接的に子どもを帰らせるのは難しいが、状況確認など早く対処できるようにする意味で連絡する。園児の決定に関して、政府の作ったオンラインの申し込みシステムがあって、そこで申し込みの内容によって点数がつけられる。点数の高い人から院長が「来られますか」と電話して、来た人から決まる。オンラインシステムは私立が使えなく、国公立だけが使える。「出産総合ポータルアイサラン」というお母さんたちのワン・ストップサイトがあり、そこに入れば妊娠、出産、保育園などいろいろなことがわかる。一時保育はまた別のサイトがあって、点数をつけられるのは通常保育である。保護者による虐待に気づいたことはない。見つけたら園が警察に申告する義務があり、もし気づいた後に申告しなかったら院長と先生がともに罰せられる。保育園料は国家からの補助があるので、無償教育である。特別活動をするときにも制限があって、活動も三つまで、月に合計で 50000 ウォンの制限がある。もし選択しなかったら、こちらから別の活動を提示する。

1-3-5 職場オリニチブ Plumuone Preschool 調査記録

・聞き取り：

이혜원 = イ・ヘウォン (Hye-won Lee) さん

한솔교육희망재단 = ハンソル(Hansol)教育希望財団

원장 = 院長あるいは園長

・日付：2017年8月22日

・参加者（敬称略）：、落合、阪本、水野、村田、米野、相澤、大木、郭、姚

・記録作成：大木

【プルムオンの職場オリニチブについて】

プルムオンは日本でいう、味の素やヤクルトのような食品会社である。プルムオンで働く親の子どもを対象にした職場保育園である。ハンソル教育希望財団がプルムオンから委託される形で事業が展開されている。

【聞き取り内容】

●施設案内

- 遊戯室：室外で遊ぶことができないので、中で走り回れるスペースとして遊技場を設けている。ここで走り回ってもいいし、1時間だけ外の遊び場で遊ぶ時間がある。雨で降った時はこの遊戯室を使う。

- 図書室：本棚にある本は家にも持ち帰れる。昼ご飯の後に15分間本を読むようにしている。乳児クラス（乳児パン）は絵本の読み聞かせをしてあげるが、幼児クラス（幼児パン）は自分たちで読ませるようにしている。
- 韓国の歳で6, 7歳の部屋：担任の先生と14名の子ども。
- お手洗い：幼児のクラスは2つあり、真ん中にお手洗いがある。子供が便利に使えるように、自動的に水が止まるようになっている。職場保育園は長時間いるので、消毒に気を配っている。

*食べ物に非常に気を使っている。日本でいう、味の素やヤクルトのような会社で、健康食品なども扱う。食品に気を使っていて、おやつも3回だす。朝と12時、15時半と17時半の3回。

- 教室：韓国の歳で3歳のクラス、韓国の歳で4歳のクラス、韓国の歳で5歳のクラス（5歳、6歳）の3つある。

他に、調理室、職員室、ランドリールーム、トイレがある。

●入園の優先基準

- 最優先となるのは、両親がプルムオンで働いていて、3人目の子どもを入園させたい場合である。次に優先となるのは、両親がプルムオンで働いている子供を入園させる場合。母親が職員であること、父親が職員であることの順で優先される。すべての分野に渡って勤務している親の子どもを対象としている。研究職だったり、有機農の部門だったりどの分野で働いていても資格はある。プルムオンの中に様々な関連会社があるが、そこで働く親もこの保育園の利用資格がある。

●両親の雇用形態について

- 両親がどういう業務に従事しているのかは、幼稚園側は把握できない。送り迎えにくる親の様子を見ると、中産階級が多いように感じられるそう。

●子どもたちの受け入れ時間について

- プルムオンではフレックスタイムを採用しているので、例えば、7:30に入った人が16:30に帰ったりするので、両親の働き方に柔軟に対応している。朝の7時30から夜の19:30までの12時間保育を行っている。プルムオンでは夜間保育をしていない、残業のない会社であるためである。水曜日は家族の日ということで、明かりを18時30分には消してしまう。

- プルムオンの会社は幼稚園の入った建物の中に本社が入っている。系列の会社は他の場所にあるので、そこで働く親はそこから送り迎えすることになる。家が遠い場合は、勤務時間を自由にできるように工夫されている。

- 0歳児教育について

- 韓国でいう、3歳未満の子（0歳未満の子）の教育は行っていない。満1歳を迎えると、入園資格がある。育児休暇を取っている社員も利用することができる。子供が優先なので、母親が育児休暇を取っていても、子供を受け入れている。

- プルムオンはどのようにして女性に優しい会社であるか？

- 3歳のクラスが一番待機者が多い。
- 勤務年数が長い女性職員が優先される。3歳児のクラスではみんなお母さんがプルムオンの職員。保育園ができてから離職率が低くなった。5年は保育園で見てもらえるので、5年は会社を離れない。保育施設があるため、それが入社動機に繋がるようになっていく。

- プルムオン職場保育園の人気

- 毎年10名くらいの入所者がいる。今待機者が韓国の3歳児の場合、30名から40名ほどいる。ここの教育方針がいいので、遠くからも通ってくる人がいる。同様に職場幼稚園で有名な資生堂では入所者が定員に届いていない。その原因は、資生堂の保育園が自宅から遠いためである。そのため、家の近くで別の保育園を探すことが多いという。教育方針に賛同している両親ならば時間をかけてここに来る。教育+保育の目的がある。家から2時間くらいかけて通ってくる人もいる。地下鉄で来る人も多い。20%くらい。通勤ラッシュがあるが、その中でも子供を連れて地下鉄で通ってくる親もいる。
- 私立保育園や公立保育園よりも、プルムオン職場保育園の方が、人気があり、利用者の大抵は第一希望でやってくる。12月1日から公立の募集があるので、11月にプルムオン職場保育園は入園の結果を出すようにしている。
- 会社からの支援は国からの3倍くらい多くもらえるので、サービスの質が高い。国からの支援が国からは、37万8千ウォンになるが、会社からは100万ウォンになる。そのため、この保育園で働く従業員の給料もとても良い。公立保育園よりも職場保育園の方が、雇用面でも人気がある。

●教育内容

- あそびのレシピという、両親と子供が週末一緒に遊べるような工夫が書かれた資料を渡している。身体活動。感覚を育てるプログラムをしている。満2歳の子供たちには、感情に特化する。語彙を増やす。3歳になったら、友達作りのプログラム。一緒に何かを作るとい共同作業をするプログラムもある。最年長さんになると、学校に来年いくことになるので、読書・討論プログラムを行っている。結末のない本をみんなで読んで、結末についてみんなで話し合うような内容になっている。初等連結プログラムという、学校に入る前のものである。

●自然学習。

- ヤンジェ川という川が近くにあって、車でみんなで出かけて自然学習をしている。自然に詳しいおじいちゃん先生から様々なことを学ぶ。

●トダンテルプログラム

- 本を読むプログラム。ミュージアムあって、そこに何度も子どもと足を運ぶ。

●職員の労働時間

- 労働時間は、8時間労働になるが、お昼も働くことになるので、実質には9時間になる。先生たちは3交代制。7:30は開始の人は16:30で終了、8:30開始の人は18:30で終了、9:30開始の人は19:30終了となる。もしもこれ以上働いている場合は超過労働時間として手当が付く。

●職場保育園をつくる条件

- 会社が職場保育園を設置することを決定したら、国から支援がでる。職場保育園を作ることは、会社にとって、会社の従業員の福祉になる。社員人数が500人以上だったら、保育園を作る義務がある。作らない場合、罰金が科されるが、罰金が職場保育園をつくるよりも安いので、作るインセンティブにならない。

●大統領府や国会、KBS（国営放送）からもハンソル希望財団は委託を受けている。

- CCTVは安全や事故のために、確認するために、法的に義務付けられている。しかし内容を見たいと両親からお願いされても、園長に公開権限がないため、専門の委員会を開いて、許可がでた場合のみ、公開することができる。二か月間、動画は保存さ

れる。

➤ 管理者は園長に任される。

●虐待をされている児童をみたことはないし、両親の様子から虐待をしているように感じられることはなかった。

●両親の参加授業がある。ハッピーランチタイム、才能寄付など、両親が参加する取り組みがある。才能寄付は年に一回、全ての親がしなければならない。

➤ 中産階級の両親が多いように感じている。

1-3-6 韓国中央児童保護専門機関 (Child Protection Service Agency) 調査記録

・聞き取り

・日付：2017年8月22日

・対象者（敬称略、アルファベット順）、

Ahn, Dong-Hyun（チームリーダー）

Hyung Mo Kin, (法関係担当)

Jang, Hwa Jung（ディレクター）

Kim, Kyung Hee（ポリシーリサーチチーム・チームマネージャー）

Shim, We Sun(ポリシーリサーチチーム・研究補助)

・参加者（敬称略）：、落合、阪本、村田、米野、相澤、大木、郭、姚

・記録作成：大木

【Child Protection Service Agency 韓国児童保護センター概要】

韓国中央児童保護専門機関で、60の都市を対象に児童虐待のリサーチを行い、児童虐待防止に向けた活動を行っている。具体的にはスタッフたちの職務教育、業務教育や、政策に対する研究や関連した資料の統計などの外部公開を行っている。地方にある機関からの声を吸い上げて、政府の政策に反映できるようにしている。一般の国民たちに対しても、児童虐待の啓もう活動を行っている。中央児童保護専門機関は2001年から発足した。児童福祉法の45条にもとづいて運営している。こちらは4つのチームに分かれている。サービスサポートチーム、インフォメーションマネジメントチーム、ポリシーリサーチチーム、PR&コミュニケーションチームの4つある。2015年までは地方の予算から運営していたが、国家からの予算に切り替わった。国家から50%、地方から50%に変更されました。もともとは地方が100%だったが、半分を国家が出してくれることになった。それに伴い、子供たち

を保護するシェルターが、36 か所から 58 か所に増えた。

【聞き取り内容】

●韓国では児童虐待は児童虐待禁止法で犯罪だとされている。保護者を含めた成人が児童に身体的、精神的、性的な虐待をしたときに、児童虐待とみなす。ここで、児童というのは満 18 歳未満のことを指す。保護者は実の両親、養父母、後継人、先生、施設の先生、保育士も保護者に含まれる。

●2014 年 9 月 29 日に、児童福祉法の中に含まれている特別法が設けられ、児童虐待防止特別法が施行された。

●韓国の児童虐待の保護システムでは、申告電話の電話番号である、112 番で受け付けを開始する。犯罪の通報も 112 であるが、児童虐待もそちらの総合コールセンターで受け付けている。なぜならば、児童虐待は犯罪とみなされているからである。通報を受けたら、警察や児童虐待の調査員を同行させる。

●調査の情報によって判断するが、判断基準は 3 つある。一つ目の判断基準は、初期事例に分類されるもので、これは、まだ児童虐待は起こってないが、家庭の事情を見る限り、家庭に介入する必要がある場合のことである。必要に応じて地域社会の保護を受けられるようにしている。2 番目の判断基準は、児童虐待が確認された場合である。3 番目は児童虐待が行われていなかった場合で、これは児童虐待の誤認したケースということで、一般ケースとして処理される。児童虐待が確認された場合は保護者と分離するかどうかの判断に入る。それから虐待の行為者に対して、司法処置を行うかどうかという判断も行う。それから、虐待があったと認められる家庭においては、相談所を紹介したり、医療サービスを紹介したりと、家庭的サービスを提供することを考える。いろんなサービスをしていった結果、虐待の可能性がなくなったらサービスは終わる。その後も再発の可能性があるので 3 か月間は観察の対象になる。

●全国の児童保護機関は現在、60 か所に設置されていて、そのうちシェルターは 54 か所に併設されている。

●地域の人たちに広報をしてネットワークをつくるようにしている。

●シェルターは緊急性のある子どもを短期間保護する目的で設置された。全国に 54 か所ある。韓国で児童虐待を犯罪とみなし始めたのは 2000 年の後半なので、2001 年から統計があり、それによると、2014 年くらいから増えてきている。

●児童虐待の中では実の両親によるものが多い。韓国での児童虐待のリスクは身体的なものと情緒的なものなど 2 つ以上のものが多い。最近になって情緒的な虐待が増えている。実の両親から受ける虐待が全体の 80% になっている。最近の韓国では家庭内の虐待もそうだが、集団の保育園だとか学校だとか、集団生活をしている中でも虐待が増えている。

●韓国では児童虐待が見受けられたらかならず申告しなければならない、申告義務がある。申告義務のある人は、申告者全体の 34.5% となっている。申告義務のある人の知らないところで起こる虐待というものがある。申告義務のある人が怠ったら、罰金が発生する。義務のある人は 23 種類の職務についている人を指す。

●子供の目の前で、DV が行われるなどの、前面虐待は情緒虐待の中に含まれている。

●児相全体の中心になっている機関であり、序列という意味で 60 の施設のうちのトップという意味ではなく、地方の現場できちんと業務が遂行できるようにしている。児相とこちらは別機関になっているが、お互い近くにある。シェルターの場合は家庭に近い形態を作っている、そこには 5～7 人の子どもだけがいる。

●児童養育施設もあるが、こちらは大規模である。

●共同養育施設というのがあって、その中で虐待を受けた子供たちだけをグループホームに入れる場合もあり、こちらは、少人数になる。

【日韓研究者ディスカッション】

韓国：韓国の児童虐待の状況や定義について研究している。韓国では 2000 年に福祉法ができて、そのころから社会問題としている。児童虐待の定義が西洋から入ってきているので、正確な定義ができていない。

韓国：2015 年に児童虐待福祉法ができてから、福祉の領域から犯罪とみなすようになって

ているので、国民の中でも混乱が起きている。これがしつけなのか虐待なのか定義が必要になってきている。

韓国：日本では児童虐待が犯罪とみなされていないと聞いている。しかし韓国と日本では文化的な類似性もあるし、アジア的な情緒というものもあると思います。そういう意味で、日本の虐待の定義や現状についても教えてもらえるといいです。12歳の小学生が修学旅行にいったときに、高速道路の休憩所に置き去りにした。両親に連絡して、子供を迎えに来させた。両親が学校教育の中の虐待だとした。教師は修学旅行中の団体行動の中でやむを終えなかった。こうした事例を体罰、しつけを虐待とみなすのかが大きな議論が起きている。児童虐待をどのように社会的問題としていくのかを日本の中ではどういう研究が進んでいるのかを知りたい。

韓国：若い夫婦の考え方で自然療法をするということで予防接種をさせなかったり、薬を与えなかったりする事例がありました。自然療法の集まりがあって、そういう子供に対する行動に対して、韓国の医師協会が告発する。こういう対立する見方についてどういうふうに考えますか？

日本：韓国ではなぜ虐待を犯罪としたのでしょうか？犯罪として扱うようになった議論の過程を知りたい。

韓国：日本では両親が児童虐待をした場合、処罰されるのでしょうか？

日本：司法事例も含まれる場合があるが、程度によります。

韓国：韓国は基本的に日本にずっとついて行っている所以日本の状況と基本的には一緒です。処罰の件数はそんなに変わらないように思う。

日本：児童相談所にいった通報されて、児童虐待と判断されたケースのうち、親が虐待を認めて、合意で9割くらい引き離される。10分の1が司法までいって、その10分の1が刑罰を受ける。

韓国：児童虐待という言葉自体、child abuse というのはもっと西洋では広い意味であるのに、児童虐待と翻訳すると犯罪という意味合いが強くなるように思う。日本ではどのようにこの言葉の翻訳はどうなっているのか。

日本：maltreatment（不適切な養育）というより広い用語を使うことも多くなってきた。

韓国：福祉から犯罪にどういふふうにつつていったかという点、日本の状況と似ているが、なぜそうなったか考えてみると、再犯率が多いことが挙げられると思います。再発率が10%ととても高いこと。それから、両親に虐待に対する処置をするときに拒否をされたときに強制力を働かせたかった。3番目は、親権停止や親権はく奪をすることが、福祉の領域では難しい。20年間でいろんな事例をみてきて結局そうするしかなかった。日本はなぜそう

いうふうにしなくてすんでいるのか？関心がある。

日本：日本でも親権の強さは特徴としてある。韓国も同じだと思うが親権停止をするのが難しい。それを解決する手段として犯罪としたという理由は分かる。

日本：フランスでは、犯罪にするわけではないが、司法介入がマジョリティーになっている。そうすることで強制力を持たせることができているようだ。そういう制度は検討されたのでしょうか？

韓国：韓国も基本的には司法介入をしていることになっている。アメリカの事例のように、家族裁判所とか児童裁判所が協力して活動できるようにするにはとすることで2年ほど研究してきた。韓国は司法介入をすること自体、警察が介入することであることが特殊である。警察の介入なしに、司法介入がありえないという状況である。被害者の子どもを、保護する命令、被害幼児保護命令を裁判所の命令でできるようにした。裁判での議論なしに、裁判所が直接の権利を持つようにしている。

韓国：しつけのための叩くというのがもともとあったため、しつけのために叩くのは仕方ないという道徳的意識がある。

日本：しつけとして体罰を行っていた過去はあるが、最近その傾向が変わったように思う。若い世代は特にそうしたしつけを受けていない。

日本：文化的問題なのか虐待なのかというジレンマはよくある。

韓国：若い世代とそれ以上の世代でどのような違いがあったのか気になる。児童虐待が西洋からきた概念なので、私たちの生活自体が西洋化しているために虐待を問題化してきたのか、私たちが無知だからなのか。伝統文化の残る地域ではまだしつけとして虐待が行われているが、西洋ではこれを虐待とみている。日本はこれをどのように見ているのか？日本は発展した社会なので、興味がある。虐待という概念が伝統対西洋化という文化の対立概念が生じている。日本の方たちが考える虐待の中にアジア的な文脈が入っているのか伺いたい。

日本：日本は虐待が少ない地域でした。ヨーロッパに比べて。なので、アジアと西洋の対立とはそう簡単ではない。日本人は子供を鞭で打たないということが江戸時代の資料に残っている。ヨーロッパ人は子供を虐待というか、すごい叩くしつけを行っている。インドネシアも甘やかす国だと言われている。西洋人が過去に韓国に来た時にそういったことを書き記しているのかを調べるといいと思う。アジアは子供に厳しいというのはうそである。

1-3-7 ハンソル保育園 (현지아 한솔어린이집) 調査記録

◆保育施設スタッフ 聞き取り

日付：2017年8月25日

話者：園長、園長の妹、保育の先生

参加者（敬称略）郭、相澤、大木、姚

記録作成：姚

● 保育園の設立経緯

➤ 現在の園長は保育園の創立者である。園長は貧しい環境の中で育てられてきたので、幼い頃に学校や先生からたくさんの支援を受けた。大人になり、恩返しのためにこの保育園を創立した。また、園長は赤ちゃんを産んだばかりの時、周りや職場には保育施設はあまりなかった。その時、彼女はやむを得ず、子どもを遠い実家に預けて、子どもに会えるのは週末だけだった。今の若いママたちに自分のような悲しい経験を体験させないように、園長は保護者が信頼できる保育所を開いた。

● 利用している親御さんはどんな方たちですか。主婦か、ワーキングマザーか。

➤ 8割くらいの利用者はワーキングマザー。育児休暇を取った保護者や内職で働いている保護者もいる。子どもの父親の中で、1割くらいは育児休暇を取った。

● 入園する園児はどうやって決まりますか。

➤ 保護者は「ソウル市児童ケアポータル」を通して保育所の利用を申し込むことができる。一回の申請は同時に3所の保育所を併願することが可能。政府の規定によれば、共働き夫婦や2人以上の子供を持つ家庭、機能不全の家族は優先とされる。

● CCTVが設置されていることについて、どう思いますか。

➤ CCTVがあれば、子どものみならず、教師も保護されるようになってきた。例えば、去年の冬、保護者から、先生が子どもの爪切りをした際に子ども指を傷つけたといったようなクレームが届いた。しかし、先生たちは誰も子どもの爪切りをしなかった。指の傷は子どもの爪を噛んだ時に自分でされたはずだったが、母親はそれを信じず、CCTVの記録をチェックしようと求めた。CCTVの記録には、子どもが爪を噛んだシーンはいくつか確認された。その結果、保護者は園と先生に謝罪し、先生たちも守られた。

● 今後文大統領が公営保育園を増やそうとしたらどう思いますか。

➤ 公立保育園を増設することが非常に重要だと思う。韓国社会には公立保育園への信頼が高いので、公立施設の増加は少子化対策に対して重要な意義を持つと考える。ただし、公立施設の増加は政府の財政にとって巨大な負担になる。実施する際

に、中央政府は地方政府の協力を得なければならない。例えば、江南区は何年前から公立施設の運営を負担できないと言ってきた。近年、江南区の公立施設の数が増えたが、新設の施設はほとんど新しくできた共同住宅だけに設けられた。

- もちろん、一部の私立施設は公立に変えられた。しかし、私立施設としては、買収される際に、政府から全額の買収費用が得られないという心配は払拭できない。
- support center からはどういう支援を受けているか。
 - 毎月、サポートセンターから子どもの栄養レシピをもらう。保育所には専門の料理師がいるが、栄養レシピを立てることができない。また、発達障害の子どもの保育について、センターから定期的なチェックや保育方法の助言をもらえる。それ以外、保育士はセンターからトレーニング・プログラム（基礎の業務、安全、ストレス解消など）を受けている。
 - 園児たちは先生たちにセンターに連れられ、無料で安全や健康に関する音楽劇を鑑賞することができる。
- 育児に無関心な親がいるか。
 - いる。そのような保護者がいるなら、先生により、保護者を対象とした養育教育を実施する。
- 教育に熱心すぎる親はいますか。
 - 江南区の親たちは教育熱心で有名。当園には、2歳未満の子どもに何かを教えようとした親がいた。
- 先生たちに求めるスキル、資格、学歴。
 - 3級保育士資格を得るために、高校卒業後、1年半の保育課程を受講することが必要だ。2級保育士資格なら、大学、短大または専門学校で保育関連の専攻から卒業した者しか取られない。当園は、3級か2級かを問わず、保育士資格のあることだけを求める。一定の経験があれば、卒業大学のランクや等級はあまり重要ではない。もっとも大切なのは、子どもに対する愛情だ。
- 先生たちの雇用形態、勤務時間、給与体系。
 - 当園の場合、園長を含む8人の先生がいる。ひとりの共同教師（co-teacher）を除き、先生たちは全員フルタイム雇用。
- 園の教育について。方針や方法。
 - 当園は子どもの人格形成を大事にしている。自然に囲まれた環境は、子どもの人格形成にとって重要な役割を果たしていると思うため、付近の丘に遊ばせたり、観賞植物や野菜を植えさせたりするなどの教育活動が実施されている。

- ほかに、2歳以上の子どもは教育課程を受けることができる。当園は英語、折り紙、粘土、ブロックゲーム、音楽、バレエの課程が選択できる。

1-3-8 アパート内保育所 おひさまディケア保育施設(햇님 데이 케어 어린이집) 聞き取り記録

◆保育施設スタッフ 聞き取り

日付：2017年8月25日

話者：園長、園長の妹、延長保育の先生

参加者（敬称略）：落合、村田、米野、郭、相澤、大木、姚

記録作成：姚

【おひさまディケア子どもの家の基本状況】

設立時間：2001年

面積：約140~150平方メートルの4LDK

定員：20人（0~2歳児）

職員：8人（院長1人、調理師1人、保育士6人；保育士と園長全員「保育教育士」資格を持っている）

クラス数：2クラス+延長保育のクラス

聞き取り内容

● 保育施設の性質について

- 当保育園はヌリ課程の幼稚園である。韓国では、保育園（標準課程）と幼稚園（ヌリ課程）が分離されている。幼稚園がヌリ課程と呼ばれており、保育園のほうが標準課程とヌリ課程を一緒にしている。標準課程は0~2歳の子ども向けの過程となり、ヌリ課程が3~5歳のこどもに向ける。保育園の場合、3~5歳の子ども向けのヌリ課程と幼稚園の3~5歳のヌリ課程は教育の内容が同じだが、保育時間は保育園のほうが長い。昔は「遊び部屋」（ノリバ）と呼ばれていたが、2013年の制度改正で、現在「家庭保育施設」と呼ばれるようになった。当保育園は設立当初の2001年は「遊び部屋」（ノリバ）だった。

● 設立経緯と発展

➤ 最初に、母親は忠清南道で定員 96 人の民間保育施設を経営しており、妹がそこで先生を務めていた。園長自身はほかのところで就職していたが、子女 2 人がいるため、子育ては難しかった。そのため、退職して家族と一緒に保育所を経営してきた。2001 年から、部屋を借りて自分の保育所を始めた。最初に定員は 20 名だったが、乳児から小学生まで幅広い年齢層の子どもを柔軟に対応していたが、政府の規制で乳児だけを受け入れると転換。夫も 48-49 歳の頃に退職し、2010 年によりここで手伝いになってきた。子どもの数が多いせいで、周辺にうるさいと言われたことがある。設立から保育園の子どもが増える一方だった。女性就業率の上昇や 0 歳児保育の普遍化、主婦の保育利用制限の解除などが要因となる。しかし、近年出生率低下の影響で定員に合わせるのはだんだん難しくなった。

● 資格の保有

➤ 保育園を経営する場合、「保育教育士」と「園長」という 2 つの資格が必要。もともと妹だけが「園長」の資格を持っていたが、拡大経営のため、自分も「園長」資格を取った。近年、資格獲得の基準が厳しくなってきた。例えば、保育教育の訓練時間はもともと 1 年だったが、最近では延長された。もともと 4 週間の実習時間も 6 週間まで延ばされた。3 級の保育教育員は 1 級に行くのは、5 年～6 年ぐらいかかるようだ。一般の保育士は 3 級の保育教育士だけが必要だが、園長は 1 級の保育教育士の資格と 1 年の勤務経験がないと従業できない。保育施設の人数が 20 人を超えた場合、3 年以上の経験が要求される。

● 経営状況

➤ 0 歳、1 歳、2 歳の児童計 20 名。延長保育、いわゆる 24 時間保育は当保育園の売りとなる（多文化保育、障害保育、延長保育を提供できる施設は少ない）。通常の保育時間は 7:30 から 19:30 までとなるが、昔は 6:30 より始まった保育、または 24:00 までの保育ケースがあった。（注：8 月 25 日 18:30 まで、7 人の子どもはまだ帰らなかった）。国の規定によしたがって、スタッフの勤務時間は 8 時間（7:30～16:30；8:30～17:30；9:30～18:30）となるが、残業もある。保育所の仕事は忙しいので、園長の家族も時々手伝ってくれる。

● 延長保育について

➤ 延長保育の場合、保育の先生は疲れて、子どもたちも退屈だったため、やはりそうして欲しくないと思う。しかし、市場、レストラン、病院などの勤務時間が長いため、やむを得ず延長保育を利用する母がいる。できるだけ 21:00 を超えないと伝える。現在、育児意識が高めたため、延長保育の利用者が少なくなった。土曜日にも預けたい

なら、相談できる。

- 虐待の発覚・防止について

- 昔は忠清南道にいたとき、実父に殴られ、傷つけられた子どもがいった。園より申告した。現在、ガイドラインがあるため、もし発覚したら、申告の義務が課されている。ちょうど昨日（8月24日）には、保育園は保護者たち（お父さん2人を含む）を集めて、専門の講師を招聘して、虐待防止のセミナーを開いた。このようなセミナーは必ず年2回開催すると義務付けられている。昨日の講師は16年の教育講義の経歴があって、全国の保育施設で両親の育児スキルについての教育をしている。講師の名簿が公文書で書かれているので、園はそれを参考して講師を選ぶ。いま、保護者向けの教育が社会的に重要視されているため、ソウル市が助成プログラムをしており、先着順でセミナー開催の経費を支援しているという。市から支援をもらえない場合、NGOや自費とする。

- 乳児保育における施設の役割

- 乳児はやはり家で育てるのは一番良い。しかし、育児はたいへん面倒な仕事であり、全部お母さんに任せるのは過ちだ。近年、母親の幸せこそが子どもの幸せだという考え方がますます広く受け入れられるようになったため、保育園の力を借りて、退職しないまま育児する母親が増えるようだ。実際に、仕事がやめられなかったり、手伝ってくれる親族がなかったりしている母親にとって、保育園の力が必要だと思う。
- 困みに、現在母親の両親（おばあさん、おじいさん）が手伝ってくれるケースが増えた。自分の娘の才能を無駄にさせない（退職させたくない）ため、母親の父親も手伝ってくれるようになった。自分が犠牲にしたいくない母親も増えてきたため、育児のトラウマで子どもを叩いたりするケースも多発。

- 文政権の公立保育所の拡張政策についての考え

- 国や保護者としてみれば望ましい方法だと思う。既存の民間の保育所にとって必ずしも良いことではない。まず、民間施設の特徴がなくなってしまう。つぎに、子どもは減少しているので、いまの競争が激しい。また、いま無償教育なので、民間保育所の収入も減ってきている。授業料が年3%増えているが、一方、人件費は年26.4%ずつ増加。できれば、差別のないように公立と民間を支援してほしい。

- 利用者層

- 延長保育が特徴である保育所なので、職を持っている女性を最優先にしている。お母さんたちは主に事務職や教師、パートタイマーなどが多い。また、子どもの数が多い（3人以上）家族の場合、専業主婦も利用できる。地勢が高い地域（山の地域）に

あるため、周辺の子どもがメイン。その中、70%がアパートの子ども、30%がこの地域の原住民（一軒家）。家がちょっと遠い子どももいるので、車送迎のサービス（距離を問わず、月 10k ウォン）。

● 脆弱家族の対応

- 多文化家族：この地域にはアパート住民（経済的余裕がある家族）が多いため、多文化（移民）家族がない。ほかの地域なら、中国系、ベトナム系、パキスタン系の移民がいるから、ソウル市は特別の対応（特殊な教育プログラム）があるらしい。
- 貧困家族：貧困は親子さんのプライバシーにかかわるため、できるだけ目立たないようにしている。実は、園は両親の収入や財産が知らない。
- 片親家族：貧困家族の同じように、保護者が言わないと知らない。時々、子ども同士の会話や子どもの雰囲気から分かることができる。プライバシー保護のために、保育士はそれについて絶対に言わない。

● 教育セミナーについて

- 保育者が参加しやすい時間帯を設定しておいた。例えば、夜 7 時。普段聞けないような質問も聞けるので、皆積極的に参加している。育児の参加意識は昔より上がってきた。伝統的な韓国社会は、家父長制の価値観が強かった。そのため、「督迫育児」（育児を全部お母さんに任せる）はいまだに流行っている。いまの段階は、父親の育児参加は様々な困難を直面しているが、社会や父親たちは努力している。



保育所内の様子



保育所内に設置された監視カメラ

2 国内の児童保護・養育者支援施設の見学とセミナーの開催

下記の施設見学ならびにセミナーを実施した。

2-1 見学した施設一覧

日時	施設の名称と見学の内容	お話を伺った方のお名前
2017年6月14日 13:30-17:00	社会福祉法人飛鳥学院	河村喜太郎氏（飛鳥学院理事長）、河村善一氏（同・院長）、宮崎さん（児童家庭支援センター職員）、うしくださん（臨床心理士）

2-2 開催したセミナー一覧

日時	セミナーの名称と内容	お話を伺った方のお名前
2017年9月23日	「フィリピンでのソーシャルワークの実情」セミナーの開催、於京都大学	エナ・モンテル氏（ソーシャルワーカー）
2017年11月21日	‘When intimate family lives meet public policies: Chinese irregular migrant parents and French child psychiatrists faced with the “Illness Clause”’セミナーの開催、於京都大学	Simeng WANG 氏（フランス国立科学研究センター）※京都大学文学研究科アジア親密圏/公共圏教育研究センター

		(ARCIP) 主催
--	--	------------

2-3 調査記録

日時：平成 29 (2017) 年 6 月 14 日 (水) 午後 1:30 から午後 5:00

聞き取り対象：社会福祉法人飛鳥学院 理事長：河村喜太郎さん、院長：河村善一さん、児童家庭支援センターで学童保育を担当の宮崎さん、地域で子育て中の母親の支援をしているうしくださん (臨床心理士)

参加者 (敬称略)：大森、村田、落合、郭、ヤオ、黒田、イシル、堀口、金、大木、相澤

記録作成者：郭、相澤

●河村喜太郎理事長のお話

- ・ 桜井の地について：桜井は、古墳時代の中心地で、万葉集の歌で詠まれた所が随所にある。
- ・ 河村理事長の経歴：昭和 13 年生まれ、現在 79 歳。父親が木材業で独立してここに移住してきた。戦争中は親戚のうちに預けられたが、昭和 19 年にここに帰り、1945 年 4 月国民学校の 1 年生に入学した。
- ・ 戦後、慈善事業としてのスタート：戦争によって、ほとんどの都市が爆撃された。身寄りのない子どもたち、親があってもどこにあるのかわからない、そのような子どもたちが大阪などにたくさんいた。そんな子どものため、6、7 人を保護することからはじまった。昭和 23 年までは法務省が児童保護を管轄し、24 年に児童福祉法が施行されたが、昭和 26 年に社会福祉事業法が成立するまで国からもどこからもお金が出ていない状態の慈善事業として始まった。昭和 22 年当時の建物もまだ残っている。
- ・ 現在の取り組み：「地域における子育ての社会支援システムの構築」を掲げている。社会福祉法人として、非営利組織として、どのようにマネジメントしていくか。23 年前に出された本から教わった非営利組織の経営、理念 (どのようなものを対象としてやるのか)、地域社会において、すべての家庭、すべての子育てに対して子育ての社会支援を行うこと、子どもの自立の支援、報徳精神、社会人としての基本理念としての報徳精神を大事にしている。
- ・ 現在の子ども数：保育所が 360 名、学童保育が 600 名、児童発達支援センターでの取り扱いが 500 ケース、職員は 160 名、全体でいうと関係している子どもの数は 1,500 から 1,600 名ほどになる。
- ・ 多角的な情報収集：ケースマネジメントにおいては、1 つのケースに対して、5 つの段取

り（調査、分析、計画、行動、評価）を行う。母親が直接くることが多いが、母親だけからの情報だけではなく、学校、医者、多くの人から多角的に情報を集める。ほかでそれをやる所はほとんどない。分析、課題を見つけていく。援助計画を立てる、最終的にはチェックする。

- ・ 「虐待かどうか」だけを見るのでは不十分：全国で保護されている子どもは年間 4,000 人だが、一方で児相に寄せられる相談は年間 500,000 件もあり、1%に満たず施設や里親が果たしている役割は大きくはない。今から 20 年ほど前から児童虐待が社会問題になってきたが、児相は虐待かどうかばかりに注目しそれが問題。子どもの貧困や、周辺の問題もある。
- ・ 児童養護施設の社会的役割：児童養護施設は、福祉の研究者や人権関係者、大勢の人間からぼろくそに言われてきたが、それはおかしい。日本の児童養護施設はレベルが高い。無理やり親子を切り離すのではなく、親が子を（自発的に）あずける「利用施設」にしていかななくてはならないと考えている。社会的養護も子どもの自立をたすける「利用施設」にしていかななくてはならないと考えている。
- ・ 非営利組織を中心としたコミュニティづくり：小学校の学区を 1 つの単位としてソーシャルワーカーをおき地域支援を行う。医療、福祉、教育、交通などの協働による市民生活全体に関わるコミュニティ構想をする必要がある。
- ・ 家族に子育てを丸投げにするシステムの見直し：日本の社会は、家族にすべてを丸投げしている。社会的養護は家庭的がいいという神話、思い込みがある。家庭が一番、小規模がいいというのがこればかりではうまくいかない。人の問題もあるし、集団性の利点もある。子どもの自立という一番のテーマが欠落して論じられてしまっている。
- ・ 在宅児への支援：在宅の子どもへの支援が非常に重要。発達障害、不登校の問題、家庭における子育ての問題。こういうことに対して、政府、行政、社会は重要性を感じていない。児童家庭支援センターでは、奈良県から 820 万をもらっているがこれでは 2 人しか雇えない。ここでは 4,000 万円の予算を計上している。毎年 1,000 万足りない。

●河村善一院長のお話

- ・ 経済学部を卒業後、銀行で働いたのち、母親の病気をきっかけに父親の事業を継ぐ決意をする。帰ってきて、長期的な視野が必要で難しい仕事であると改めて感じた。
- ・ 卒園生との長いつきあい：長くやることが大事。副所長は、勤続 43 年。曾おばあちゃんから子どもまで、3, 4 世代にわたって知っている。
- ・ 児童養護施設に入居する児童の入所理由の推移：戦後すぐの社会的養護には、戦災孤児が

入っていた。その後、貧困の家庭からの入所、1980年代から非行（暴走族、検挙されて）、そして虐待が2000年にできた児童虐待防止法によって一気にクローズアップされた。相談件数は、1,000件から昨年までに10万件を超えた。身体的なひどい虐待が減る一方、ネグレクトが増えていると感じる。社会性の欠如、ソーシャルスキルの足りない子どもが増えてきた。インターネットの普及や、核家族、母子家庭で大人と関わる機会が減っているからコミュニケーションスキルが育てられないかもしれない。

- ・ 児童養護施設での教育の重視：施設に入ってくる子どもの多くは、貧困やネグレクトにより、勉強の習慣がない。3年生で入っていても、1年生の学力しかないような子もいる。それを学校の授業のルールにのれるまで引き上げる。早ければ早い方がいい。子育てで大事なことは、子どもに自信をつけてあげること。「可愛げ」を作ってあげる。ソーシャルスキルをつけさせ、自信に繋げる。「行ける高校」から「行きたい高校」へ。連鎖をさせない。現在に希望があれば過去の虐待経験も肯定できる。
- ・ 卒業後の自立支援：今まで1,000人ぐらい入所して、不登校1人もいない。中学校を卒業した段階で、どっかに所属してもらう。高等学校に行く、新たに、進路が落ち着いていけば、自立に繋がっていく。
- ・ 福祉、教育、医療、地域が分断されていることの問題：児童相談施設（厚労省）は不登校を扱わない。教育委員会が不登校を扱うが、中学以降の不登校は扱わない。不登校が把握されているけど、引きこもりは推定値しかでないなど。「フリースペースあすか」では、不登校の子どもの居場所づくりをおこなっている。
- ・ 「児童家庭支援センター」の設置：平成12年から児童家庭支援センターを置いており、現在500ケースほどを扱っている。教育機関への根回しをこれまで行ってきた。もともと福祉と教育は別領域で教育現場の情報は福祉へはいかないものだったが、それから小、中学校からの相談が増えた。
- ・ 在宅支援の拠点としての児童家庭センターの役割：児童家庭センターは、在宅支援の重要な拠点。ケースマネジメントに力を入れている。児相は忙しくて事務的なことに追われている。ある子どもが発達に関する特別なケアを必要とするかどうかの判断をするサービスも今は無料で行っている。十数年やっても行政がわかってくれない。要対協が児童虐待のネットワークとして各都道府県につくられたが、専門家が参加しておらずほとんど役割を果たせていない。せいぜい虐待対策のネットワークくらい。
- ・ 児童養護施設ならではの在宅支援：短ければ2、3日、長ければ1ヶ月のショートステイや24時間での在宅支援など。
- ・ 母子ひとり親世帯への支援：一番課題になっているのは母子家庭、120、130万世帯ある。

子どもの貧困に結びついている。自立に影響を及ぼす。子どもは、家庭の中で放置されている。不登校の問題が12万人、小中学生、施設で見れるのは1%にも達していない。学童保育も重要。昔は鍵っ子が多くいたが、誘拐事件もおこっていた。学童保育に対するニーズがすごく多い。180人ぐらいが学童保育にきている。家庭の中での親御さんの不安は、児童相談センターで相談する。発達障害に持っているなど。そういうことを含めて、在宅での子育てを支援する。

3 韓国における子ども虐待・マルトリートメント問題の文献レビューの実施

韓国の研究者、趙晟容(Sung-Yong Cho)氏の協力を得て、韓国における子ども虐待・マルトリートメント問題の文献レビューを実施した。

1. 概要

本稿は、韓国における子ども虐待・マルトリートメントに関する経験的な研究と韓国政府および地方自治体により発行された子ども虐待・マルトリートメントに関する政策文書を対象とし、「『児童虐待・マルトリートメント予防のための養育者支援』プロジェクトの文献レビューの手引き」に従って先行研究の知見及び政策の内容を整理したものである。

2. 子ども虐待やマルトリートメントの要因

先行研究において指摘された子ども虐待・マルトリートメントのリスク要因は、作用のレベルに従って、a)子ども及び養育者の個人レベルの要因、b)家族レベルの要因、c)社会レベルの要因の3種類に分けられた。以下では、先行研究における重要な知見を引用しながら、それぞれの要因に分類して要約していく。

a) 子ども及び養育者の個人レベルの要因

子ども及び養育者個人のレベルの要因については、その性別や年齢、健康状況、養育者の学歴、職業、子ども期の被虐待・ネグレクト経験などが指摘されている。

●子どもの性別

- 2016年に児童保護専門機関に受け付けられた事例のなかで児童虐待と判定された18,700件において男児は9,380件(50.2%)、女児は9,320件(49.8%)であって、両者の間で差はあまりなかった(保健福祉部・中央児童保護専門機関、2017年)。
- 児童保護専門機関に受け付けられた乳幼児および学齢期の児童虐待疑い事例を虐待事例または早期支援事例と判定したときの予測変数を調べた結果、乳幼児モデルをみると、女児は男児より虐待事例と判定される可能性が81%増加し(OR=1.81, $p<.001$)、このような性別上の差は学齢期の児童虐待事例においても有意な予測変数であった(ガンジヨン・ザンホアジョン・キムギョンヒ・キムミギョン、2017年)。
- 虐待が行われた児童福祉施設等の90個の施設において虐待を受けたと判定された369名のなかで男児は226名(61.2%)女児は143名(38.8%)であり、そのなかで虐待の程度がひどい児童90名の場合は男児が54名(60%)女児が36名(40%)であって、施設における虐待の比率その自体はもちろん、その程度のひどい虐待の比率もまた男児のほうが高いことが示された(保健福祉部・中央児童保護専門機関、2013年)。
- 再虐待を受けた男女の割合は2008年48.5%対51.5%、2009年48.5%対51.5%、2010年47.3%対52.7%で、男児より女児の再虐待率が若干高い(保健福祉部・中央児童保護専門機関、2012年)
- 京畿道の小学校4~6年生の児童虐待の場合、男児が女児より身体的虐待・放任・情緒的虐待をより多く受けていると出ている(イヒョンギ、2005)。
- 京畿道では小学校4~6年生の児童虐待の場合、四つの類型ともに男児の児童虐待の発生率が女児のそれより若干上回っている。しかし、京畿道の児童虐待予防センターに2001年1年間通報された1歳未満から17歳までの児童虐待の実態をみると、女児(51.3%)が男児(48.7%)より若干多い(キムヒョンモ、2002年)。

●子どもの年齢

- 2016年に児童保護専門機関に受け付けられた事例中、児童虐待と判定された18,700件における被害児童の年齢をみると、中学生にあたる13~15歳の児童が全体の22.5%で一番多く、小学校高学年にあたる10~12歳が20.6%、小学校低学年にあたる7~9歳が19.2%であって、これらの児童が被害児童の62.3%を占めており、6歳以下の児童は21.5%であった(保健福祉部・中央児童保護専門機関、2017年)。
- 年齢は学齢期の児童モデルにおいてのみ有意であり、年齢が1歳増えるたびに虐

待事例と判定される可能性も増加した（ガンジヨン・ザンホアジョン・キムギョンヒ・キムミギョン、2017年）。

- 施設で虐待判定を受けた 369 名の児童のなかで 11～14 歳の児童は各々10%以上の比率を示しており、全体の 46.8%を占めていた。また、各々の施設で虐待の程度がひどい児童を 1 名ずつ選んで分析した結果、14 歳と 16 歳が 14.4%で一番高く、その次は 12 歳と 17 歳 で 11.1%であった。以上から小学校の高学年から虐待の頻度が多くなり、中高生のときは虐待の程度がひどくなることが確認できた（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2013年）。
- 再虐待を受けた児童の年齢別の分布は 2007～2009 年の 3 年間全部 10～12 歳の児童が 32.5%-28.6%-31.2%で一番多く、2009 年と 2010 年には 13～15 歳の児童が 27.9%-27.6%、2007 年には 7～9 歳の児童が 23.2%で二番目に多かった。これは主に 7～15 歳の児童に再虐待が行われていることを示すものである（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2012年）。
- 身体的虐待中、体罰は 3～5 歳(M=4.03, SD=3.04)が一番多く、殴打は 3～5 歳の平均 (M=1.37, SD=1.94)が多く、続いて 6～8 歳(M=1.29, SD=1.83)、9～11 歳(M=1.09, SD=1.65)順になっており、乳予期・学齢期の児童が殴打をより多く受けていることが示されている。暴行と障害の場合は 15～17 歳児童の平均(M=.62, SD=1.45)が一番高いことが示されている。情緒虐待は 3～5 歳児童の平均(M=5.78, SD=3.94)が一番高く、6～8 歳(M=5.73, SD=3.94)、9～11 歳(M=5.11, SD=3.80)順であった。これからは体格が大きくなった青少年に対しては身体的虐待または情緒的虐待はよく行われているわけではないが、身体的虐待に限っては一旦それが起こると、かなり深刻な水準に至ることがわかる。放任は 15～17 歳児童の平均(M=2.21, SD=3.27)が一番高く、12～14 歳(M=2.00, SD=2.94)がその次であって、中高生のとき放任される傾向が高くなっている（イゼヨン・ハンジスク、2003年）。
- 京畿道の児童虐待予防センターに 2001 年 1 年間受け付けられた 1 歳未満から 17 歳までの児童虐待の実態をみると、1 歳未満 0.9%、1～2 歳 2.2%、3～5 歳 8.9%、6～8 歳 17.9%、9～11 歳 28.5%、12～14 歳 24.6%、15～17 歳 17%であった（キムヒョンモ、2002年）。

●子どもの身体的、社会情緒的な健康状況

- 2016 年児童保護専門機関に受け付けられた事例中、児童虐待と判定された 18,700 件の被害児童の身体的・精神的特長をみると、重複的な答えを合わせて、反抗・衝動・攻

撃性、うそ、薬物・飲酒・喫煙、学校不適応、遅い帰宅、盗癖等のような適応・行動の項目が11,334件(32.5%)で一番多く、不安、注意散漫、憂鬱、低い自我尊重感等のような情緒・精神健康の項目が9,814件(28.1%)、衛生問題、言語問題、主な病歴、身体発達遅延等のような発達・身体健康の項目が3,419件(9.8%)、身体的障害および精神的障害のような障害の項目が疑われる場合が1,249件(3.6%)、特性なしが7,732件(22.2%)、その他が1,340件(3.8%)であった。このように被害児童の特性の大部分が児童虐待の行動的徴候に該当するだけに、児童にこのような特性がある場合には注意深く調べる必要がある。ただ、特性なしが22.2%に至ることからもわかるように、特性のない状況においても虐待が起り得ることにも関心を持つべきである(保健福祉部・中央児童保護専門機関、2017年)。

- 身体的虐待・情緒的虐待・放任中、一つの被害を受けた児童は22名(5.7%)、49名(12.6%)、9名(2.3%)であった。同時に二つ以上の重複虐待を受けた児童は55名(14.2%)であって、身体虐待と情緒虐待の重複虐待を受けた児童が36名(9.3%)で一番多く、情緒虐待と放任の重複虐待を受けた児童は8名(2.1%)、身体虐待と放任の重複虐待を受けた児童は3名(0.8%)、身体虐待・情緒虐待・放任を全部受けた児童は8名(2.1%)であった。これは虐待を受けた児童の相当数が重複虐待に露出されていることを示すものである。虐待被害の経験によって児童集団の間に憂鬱不安・注意集中・非行・萎縮・攻撃性・心理社会的な学校環境の認識・主観的な学業成就・学校暴力の被害経験・幸福感等に差異があったが、重複虐待の被害を経験した集団が否定的な結果が一番高く、一つの被害を受けた集団、虐待経験のない集団の順であった(キムセウォン、2016年)。
- 身体的虐待・放任・情緒的虐待をよく受けた児童であればあるほど、交友関係が悪く、性的虐待は学校生活に否定的な影響を及ぼしていた。身体的虐待・性的虐待・情緒的虐待がひどければひどいほど、父母に対する態度が否定的であり、放任と情緒的虐待が少なければ少ないほど、学業成績がよいことが示されている(イヒョンギ、2005年)。

●その他子ども個人レベルの要因

- 児童の問題行動と体罰支持度は統計的に有意な関係を示している。これは、問題行動の多い児童の父母が体罰に対する信念が強い場合、児童の問題行動を体罰をもって訓育する過程で虐待に至る可能性が高くなることもあり、また児童の問題行動が父母を刺激して暴力的な虐待行為を誘発することもあることを示すものである(ヨジンジュ、2008年)。

●養育者の性別（子どもとの続柄）

- 2016 年児童保護専門機関に受け付けられた事例中、児童虐待と判定された 18,700 件で男性の虐待行為者は 10,327 件（55.2%）、女性の虐待行為者は 8,347 件（44.6%）、未詳が 26 件（0.1%）であった（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2017 年）。
- 乳幼児の虐待行為者は女性の比率が高かったが、これは児童が幼いほど養育における母の役割が大きく、児童と過ごす時間が父に比べ多いからである（ガンジヨン・ザンホアジョン・キムギョンヒ・キムミギョン、2017 年）。
- 虐待行為者 114 名中、性別がわからない 1 名を除いた 113 名を分析してみると、女性が 61 名（53.3%）、男性が 52 名（45.6%）であり、性別の間に大きい格差はなかった（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2013 年）。
- 2008～2010 年の 3 年間の再虐待行為者の性別をみると、男性が 67.8%-63.9%-63.6% で女性より約 2 倍程度高いとされている（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2012 年）。

●養育者の年齢

- 2016 年児童保護専門機関に受け付けられた事例中、児童虐待と判定された 18,700 件の場合、40 代が 8,228 件（44.0%）で一番多く、30 代が 5,558 件（29.7%）、50 代が 2,245 件（12.0%）の順であった。40 代と 30 代が一番多いのは、被害児童の一番多い比率を占める小学校高学年と中学生の父母が主に 40 代と 30 代であるからのように見える。19 歳以下の未成年の虐待行為者も 83 件（0.4%）あるが、彼らは虐待行為者でありながら、一方では保護の対象者にもなる（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2017 年）。
- 乳幼児モデルにおける行為者の年齢が高くなるほど、虐待事例の判定可能性が減少し（OR=0.98, $p<.05$ ）、学齢期児童の場合には行為者の年齢が 1 歳高くなる時、虐待事例と判定される可能性が 2%程度高くなった（OR=1.02, $p<.001$ ）。学齢期児童モデルにおいては行為者特性のなかで養育知識および技術不足（OR=2.36, $p<.001$ ）、怠惰・無気力（OR=2.30, $p<.05$ ）が虐待事例の判定可能性を高めた（ガンジヨン・ザンホアジョン・キムギョンヒ・キムミギョン、2017 年）。
- 114 名の虐待行為者中、年齢不明の 7 名を除いて 107 名を分析してみたら、41～50 歳と 51～60 歳が各々 28 名（24.6%）であり、31～40 歳が 25 名（21.9%）、21～30 歳が 22 名（19.3%）と示されている（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2013 年）。
- 再虐待行為者の年齢の分布をみると、40 代が 2008～2010 年の 3 年間連続して 44～49%以上を記録して一番多く、30 代が 30%で 2 番目、50 代が 10～15%で 3 番目であ

った（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2012年）。

- 身体的虐待中、体罰の平均は20代の父母が一番高く、母が父よりよく体罰を行う傾向があった。殴打の平均は30代の母が一番高かった。情緒的虐待の平均をみると、30代の母が一番よく行う傾向を見せているが、放任の場合には各集団の間に有意な差異は示されていなかった（イゼヨン・ハンジスク、2003年）。

●養育者の学歴

- 家庭暴力の程度が高い集団における児童虐待の持続は、父の学歴が小学校である場合は100%で、中学校以上の場合には47.8%であって、児童虐待の持続においては父の学歴が重要な要因となっていた（キミジョン・ヨムドンムン・イギョンウン、2013年）。

●養育者の職業

- 2016年児童保護専門機関に受け付けられた事例中、児童虐待と判定された18,700件の虐待行為者の職業は無職が5,275件(28.2%)で一番多く、サービスおよび販売職2,853件(15.3%)、単純労務職2,654件(14.2%)、専門職2,501件(13.4%)、技術工および準専門職1,364件(7.3%)、未詳1,311件(7.0%)、管理職750件(4.0%)、事務職729件(3.9%)、機械装置操作員532件(2.8%)、農漁畜産業391件(2.1%)、機能職271件(1.4%)、軍人69件(0.4%)の順であった。一方、再虐待事例1,591件の虐待行為者の職業は無職が607件(38.2%)で一番多く、単純労務職291件(18.3%)、サービスおよび販売職255件(16.0%)、技術工および準専門職105件(6.6%)、未詳75件(4.7%)、専門職73件(4.6%)、機械装置操作員52件(3.3%)、管理職45件(2.8%)、農漁畜産業36件(2.3%)、事務職31件(1.9%)、機能職18件(1.1%)、軍人3件(0.2%)の順であった（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2017年）。
- 虐待が行われていた90個の施設の虐待行為者は、全体114名中、生活指導員が59名(51.8%)、施設の長が32名(28.1%)、その他の施設従業員が18名(15.8%)、理事長が2名、志願奉仕者2名、閉鎖された障害者施設の長が1名であった（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2013年）。
- 2008～2010年の3年間の再虐待行為者の職業は毎年無職が30.6%-30.1%-29.8%で一番高く、単純労務職が14.6%-15.5%-15.7%、専業主婦が9.3%-8.8%-8.5%、非正規職が7.3%-5.5%-7.7%、サービス販売職が3.8%-7.4%-7.0%、機能職が4.7%-4.1%-4.8%、小規模自営業職が4.7%-3.1%-4.6%、農漁畜産業が2.0%-3.5%-4.0%の順であった。専門職の場合2010年は4.2%で前年に比べ2～3倍程度増加した（保健福祉部・中央児童

保護専門機関、2012年)。

- 父の職業が日傭取の場合、公務員・管理職より身体的虐待がもっと多く発生し、父が一人で働く家庭より共働きの家庭で身体的虐待がもっとよく起こっていた。性的虐待の場合には母が一人で働くケースにおいてのみ有意な関係が認められ、父の職業、父母の飲酒・宗教、家族の形態はあまり影響を及ぼさなかった。放任の場合にも父母の職業は統計的に有意な関係を示さなかった(イヒョンギ、2005年)。

●養育者の虐待経験

- 乳幼児モデルにおいて虐待行為者が幼いとき被虐待の経験を持っている場合、そうでない場合に比べて、虐待事例の判定可能性が188%増加した(OR=2.88, p,.05)(ガンジヨン・ザンホアジョン・キムギョンヒ・キムミギョン、2017年)。
- 2008~2010年の3年間の再虐待行為者の特性中、幼いときの被虐待経験と暴力性の比率は7.1%-6.6%-6.8%であって、幼いときの被虐待の経験等が再虐待の発生の重要な原因の一つであることが示されている(保健福祉部・中央児童保護専門機関、2012年)。
- 父母の児童期の被虐待の経験は、養育ストレス、結婚満足度、社会的支持体系等とは異なって、子女に対する身体的虐待・情緒的虐待・放任との関連性が多くないとされている(イゼヨン・ハンジスク、2003年)。

●その他の養育者個人レベルの要因

- 父の性的役割の固定観念が高いほど、夫婦間の暴力水準が高いほど、父母の指導監督の水準が低いほど、虐待経験のない集団より重複虐待集団に属する可能性が高かった。この研究の結果は重複虐待が児童虐待の重要な側面であり、児童虐待の予防と治療のための実践的介入においてもかならず考慮すべきものであることを示した。しかし、他の先行研究とは違って、父のアルコール問題と依存度、母の憂鬱の水準、学歴、年齢、住居環境、世帯の所得、児童の性別等は、虐待被害経験の類型に統計的に有意な影響を与えなかった(キムセウォン、2016年)。
- 2008~2010年の3年間の再虐待行為者の個人および社会的特性を分析した結果、養育態度と方法不足が30.3%-33.5%-32.9%で一番高く、社会経済的ストレスと孤立が24.2%-23.3%-23.9%、中毒と疾患問題が15.1%-14.0%-16.6%、性格と気質問題が11.0%-10.9%-9.2%、家族間の宗教問題が8.0%-7.6%-7.7%、幼いときの虐待経験等が約7%順であり、これらが再虐待行為の発生において重要な個人的および社会的特性と

なることがわかった。(保健福祉部・中央児童保護専門機関、2012年)。

- 身体的虐待・性的虐待・情緒的虐待・放任の児童虐待のあらゆる類型において、父の飲酒頻度が高いほど児童虐待の発生率が高かった(キムヒョンモ、2002年)。
- 児童虐待関連要因の頻度をみると、父母のアルコールおよび薬物問題が1.72で4番目、不適切な養育態度が1.67で5番目、性格的・気質的欠陥が1.41で6番目に高い平均値を見せた。6番目の性格的・気質的欠陥は、保護者がストレスや怒りを調節できず暴力行為にでることによって、アルコールや薬物中毒と同じく、児童に致命的な身体的傷害を与える可能性が高かった(ヨジンジュ、2008年)。
- 母が飲酒する場合身体的虐待がもっと増加したが、父の飲酒は身体的虐待とあまり関係がなかった。情緒的虐待の場合にもひどい飲酒癖の母が虐待をよく行うことがわかった。しかし、放任の場合には父と母の飲酒がともに否定的な影響を及ぼしていた。父母が同じ宗教を持つ場合より宗教を持たない場合に身体的虐待の頻度が低かったが、放任の場合には父母の年齢・宗教は統計的に有意でなかった(イヒョンギ、2005年)。
- 父の飲酒頻度が多いほど殴打や放任がよりよく行われる傾向があったし、毎日飲酒する母はそうでない母に比べてもっとよく体罰・殴打・情緒的虐待・放任をする傾向があった。子女に対する期待感または児童の気難しい気質等によって父母のストレスが大きくなると、体罰・情緒的虐待・放任がよりよく発生することがわかった。特に児童が泣いたり癩癩を起こしたり煩わしくさせたりする場合には深刻な身体的虐待である暴行や傷害にまで至り得ることがわかった(イゼヨン・ハンジスク、2003年)。

b) 家族レベルの要因

次に子どもと養育者との主たる関わりのものである場であり、特に子どもにとってはもっとも基礎的な日々の生活の基盤となる、家族レベルでのリスク要因をまとめていく。

●家族形態

- 2016年児童保護専門機関に受け付けられた事例中、児童虐待と判定された18,700件中、被害児童の家族の形態をみると、両親父母の家族が9,931件(53.1%)で一番多く、その他の形態(父と子女、母と子女、未婚の父と子女または未婚の母と子女の家庭)が7,681件(41.1%)、代理養育の形態が334件(1.8%)であった(保健福祉部・中央児童保護専門機関、2017年)。
- 継父または継父母と住む児童が両親父母と住む児童より身体的虐待と放任をより多

く受けている。しかし、情緒的虐待の場合は継父母と両親父母の間に有意な差異がなかった。部屋を父母と共有する場合はその他の家族と共有する場合より性的虐待がよりよく発生することがわかった（イヒョンギ、2005年）。

- 2世帯の家族が3世帯または4世帯の家族より父母の放任が多かった(M=1.22, SD=2.46)。独り身の母と子女だけの偏母家族(M=3.92, SD=3.02)が父母と子女だけの核家族(M=1.19, SD=2.40)はもちろん他の家族形態よりも放任の程度が高かった。多世帯住宅(M=2.24, SD=2.68)に住む場合がアパート(M=2.32, SD=2.70)または単独住宅に住む場合より体罰がより多く行われていることがわかった。多世帯住宅の場合住居空間の比率のために父母と子女が家庭内で衝突する可能性が高く、多数の世帯が密集しているためにストレスの要素が多く存在するからであると推定される（イゼヨン・ハンジスク、2003年）。
- 身体的虐待と情緒的虐待においては両親父母より継父母と住む児童の虐待発生率が高いことがわかった。しかし、性的虐待と放任の場合には両者の間に有意な差異がなかった（キムヒョンも、2002年）。

●社会経済的地位

- 家庭暴力の程度が高く父の学歴が中学校以上の集団において、月平均の世帯所得が310万ウォンより多い場合児童虐待の持続は58.8%であり、310万ウォン以下の場合児童虐待の持続は43.4%であった。家庭暴力の程度が相対的に低い集団において、月平均の世帯所得が650万ウォンより多い場合児童虐待の持続は100%であり、650万ウォン以下の場合児童虐待の持続は32.5%であった（キムミジョン・ヨムドンムン・イギョンウン、2013年）。
- 2008～2010年の3年間の再虐待行為者と月所得水準との関係を見ると、所得がないかあるいは50万ウォン未満が22.7%-21.9%-22.3%、50万ウォン～100万ウォン未満が16.6%-20.1%-26.6%、100万ウォン～150万ウォン未満が6.7%-17.7%-18.3%、150万ウォン～200万ウォン未満が4.7%-8.8%-11.1%、200万ウォン～250万ウォン未満が2.8%-2.9%-3.4%、250万ウォン～300万ウォン未満が1.0%-2.6%-2.2%、300万ウォン以上が1.0%-1.9%-1.0%で、月200万ウォン未満の低所得層において再虐待行為が多く発生していることがわかった（保健福祉部・中央児童保護専門機関、2012年）。
- 父母の失業は児童虐待と放任に直接的に影響を及ぼすだけでなく、経済的な剥奪感、父母の憂鬱の増加、家族機能の低下等の媒介変数を通じても影響を及ぼしており、これは統計的に有意であった。特に「失業→父母の憂鬱→家族機能の低下→児童虐待と放

任」の順序が一番主要な経路であった（イボンジュ・キムゴアンヒョク、2009年）。

- 児童虐待の関連要因の頻度をみると、低い経済的状态が 2.36 で一番高い平均値を見せている。これは、児童保護専門機関によって児童虐待と判定された事例の場合、低い経済的状态が虐待発生において一番大きい比重を占めていることを示すものである。低い経済的状态は社会的支持網の欠如と密接な関係を結んでいるが、生計のために仕事に追われ外部との親交を結ぶ時間的余裕が足りず、また貧困による心理的疎外感が重なり自ら外部との関係を遮断する傾向があるからであると見られる（ヨジンジュ、2008年）。

●養育者同士の関係性

- 本研究で児童虐待の中断および持続に一番大きな影響を与える変数は「家庭暴力の程度」であることが示されている。家庭暴力の程度の平均が 2.250 以上の高い場合児童虐待の持続は 49.2%であり、これは何の予測変数も入れない場合の児童虐待の持続が 38.8%であることに比べて大きく増加したものである（キムミジョン・ヨムドンムン・イギョンウン、2013年）。
- 児童虐待関連要因の頻度をみると、夫婦不和が 2.34 で 2 番目に高い平均値を見せており、これは貧困とともに夫婦不和が韓国の児童虐待の発生において大きな比重を占めていることを示したものである（ヨジンジュ、2008年）。
- 結婚に対する満足度や配偶者に対する信頼度が落ちるとき、夫婦間の言語的・身体的暴力の平均が高いとき、身体的虐待・情緒的虐待・放任がよく発生することがわかった（イゼヨン・ハンジスク、2003年）。

c) 社会レベルの要因

最後に、子ども、養育者、そして彼らが暮らす家庭をとりまく社会レベルのリスク要因についてまとめる。

●教育機関、コミュニティの環境

- 2005年1年間手を借りた、父母の社会的支持網は「3親等以上の親戚、友達、同僚、隣、社会福祉公務員、宗教団体、社会団体、学校等」であり、児童の社会的支持網は「学校、社会福祉館、勉強部屋、地域児童センター、協会等」と分類される。父母の社会的支持網は貧困に対しては身体虐待の場合に、また夫婦不和に対しては身体虐待と放任の場合に有意な調節効果を見せた。これに反して、児童の社会的支持網は貧困に対し

ては放任の場合に、また夫婦不和に対しては情緒虐待と放任の場合に有意な調節効果を見せた（ヨジンジュ、2010年）。

- 児童虐待関連要因の頻度をみると、社会的支持網の欠如が 1.93 で 3 番目に高い比重を占めており、児童虐待が社会的孤立のような環境的要因と深い関連があることを見せている（ヨジンジュ、2008年）。
- 周りに頼ったり手を借りたり助言をもらったりすることができる親戚または隣等の誰かが存在する場合は、そうでない場合より相対的に子女に対する身体的虐待・情緒的虐待・放任をより少なく受けており、父母の社会的支持体系と虐待との間に関連があることがわかった（イゼヨン・ハンジスク、2003年）。

3. 文献リスト

3-1. 子ども虐待の要因調査に関する文献リストおよび調査方法の概要

ガンジヨン・ザンホアジョン・キムギョンヒ・キムミギョン、2017、「家庭内の乳幼児の虐待事例の予測変数に対する研究：学齢期児童虐待事例に対する理解を並行して」『児童と権利』、21 (2) : 177-202.

本研究では全国児童保護専門機関に 2012 年から 2014 年 9 月まで受け付けられた乳幼児 3,845 名、学齢期児童 10,584 名の児童虐待事例を分析対象として児童、行為者、家族、事例の特性を調べて、児童虐待事例の予測変数を明らかにすることを目的とした。乳幼児虐待の場合は学齢期児童の虐待事例に比べて、虐待の深刻性、虐待証拠、再発の可能性以外に、より多様な行為者の特性が影響を与えていることがわかった。特に行為者の特性中、幼いときの虐待経験、養育の知識と技術の不足、ストレス、アルコール中毒等が統計的に有意な予測変数であることがわかった。

キムセウォン、2016、「児童の重複虐待の被害経験と父母及び家族特性に対する研究」『児童と権利』、20 (4) : 583-607.

児童の重複虐待の被害経験の如何によって児童発達結果における差異を把握し、重複虐待の被害予測において父母の要因を調べることを目的とする。「2015 年度韓国福祉パネル児童付加調査」の対象児童 471 名中、父または母あるいは父母のある家庭の子女であって、児童虐待設問事項に答えた 388 名を対象として調査を行ったが、虐待経験のない児童は 253 名 (65.2%) で、一つ以上の虐待を経験した児童は 135 名 (34.8%) であった。

キムミジョン・ヨムドンムン・イギョンウン、2013、「CART分析を活用した児童虐待の予測要因に関する研究」『被害者学研究』、21 (1) : 293-311.

本研究では2004年から2006年にかけて行われた韓国青少年パネル調査の小学校4年生の1～3次年度資料を用いた。分析対象は、1次年度パネル調査資料で虐待を受けていた児童のなかで2次年度と3次年度にその持続と中断が確認された570名の小学生を対象として分析を行った。2次年度と3次年度に虐待がしばらく中断されてからまた再発生した場合は除いた。

ヨジンジュ、2010、「児童虐待の類型別の社会的支持網の調節効果：貧困及び夫婦不和と児童虐待の関係」『児童と権利』、14 (3) : 427-448.

本研究は貧困、夫婦不和が児童虐待に及ぼす影響に対して父母および児童の社会的支持網の調節効果を虐待の類型別に検証したものである。韓国福祉パネルの1次年度(2006年)の資料を分析したが、このパネルでは7,072世帯、14,469名の世帯構成人が調査に参加し、児童は小学校4、5、6年生の759名であった。

イボンジュ・キムゴアンヒョク、2009、「失業が児童虐待に影響を及ぼす経路」『児童と権利』、13 (2) : 177-197.

本研究はソウル11個の小中学生1,785名(低所得地域8個の学校1,102名、非低所得地域3個の学校683名)とその父母を対象とした「ソウル児童パネル1次年度(2004)」の「ソウルの児童発達と福祉実態の調査」をもとに行われた。この調査では学業成就、社会的・情緒的発達、児童虐待および放任、非行、健康、家族環境等に対する詳細な情報が調べられた。本研究では児童虐待と放任、経済的剥奪感、父母の憂鬱、家族機能等の変数と家族貧困、家族構造、児童の性、兄弟順序等に対する情報が分析に利用された。

ヨジンジュ、2008、「児童虐待の発生要因に対する生態学的分析－慶尚北道東部圏の児童を中心として」『保健社会研究』、28 (1) : 3-26.

本研究は児童虐待の発生要因を総合し生態的モデルを基礎として、各要因が虐待発生に露出された程度を比較分析し、虐待発生するとき各要因の間の相関関係を検証したものである。既存の資料を再分析する2次資料分析(secondary data analysis)の研究方法を使用した。活用された資料は慶尚北道の東部圏にある1個の児童保護専門機関に2004年12月から2006年7月にかけて通報、受付された事例のなかで児童虐待と判定されたもの中、「児

童虐待危険尺度」で2次的に調査された資料129件を活用した。この尺度66個の質問事項中、児童保護専門機関の実務者1名および児童臨床専門家2名と協議して研究者が設定した分析枠と変数にあわせて、適切な38個の質問事項を選定した。これは、父母領域と関連しては性格的・気質的欠陥（精神障害も包含）4個、アルコール・薬物問題1個、被虐待経験1個、不適切な養育態度6個、養育ストレス4個、衰弱な健康状態3個であり、児童領域と関連しては身体的・精神的障害4個、問題行動8個、家族特性領域と関連しては低い経済的状态1個、夫婦不和2個、地域社会領域と関連しては社会的支持網2個、文化的領域と関連しては体罰支持2個であった。

イヒョンギ、2005、「児童虐待の類型別の危険要因に関する研究」『社会福祉政策』、23：77-108.

本研究は2001年京畿地域の小学校4、5、6年生を対象として、設問事項に答えた6,000個の設問紙を回収して行ったが、応答率は98%以上であった。男児と女児の割合は50.6%対49.4%であり、都市の児童と農村の児童の割合は73.1%対26.9%であった。父母の形態は両親父母98.4%、継母0.8%、継父0.6%、継父母0.2%であり、就職形態は父母共働き51.2%、父一人働き44.2%、母一人働き3.1%、父母が無職の場合0.7%であった。父の職業は事務職が38.2%で一番多く、日傭取が0.4%で一番少なかった。父の年齢は30代20.1%、40代77.8%、50代2%、60代0.1%であった。発生率は身体的虐待23%、性的虐待0.9%、放任51.1%、情緒的虐待31.7%であった。

イゼヨン・ハンジスク、2003、「児童、父母および家族環境の特性による児童虐待の実態の研究」『児童学会誌』、24（2）：63-78.

本研究は全国単位で父母を対象として、児童虐待と関連のある児童、父母および家族環境の特性と各特性による虐待の程度を把握することに目的がある。全国郵便番号簿を基礎と地域比例の系統抽出(systematic sampling)の方法を利用して、全国の18歳未満の子女を持つ1,094世帯を、全国の人口比率、単独住宅対多世帯住宅およびアパートの比率を考慮して表集し、各世帯に対する専門調査員による直接面接調査を実施したし、児童虐待行為と関連しては父と母両方の行為について答えることを要請した。答えた者の比率は実母が83.6%、実父が16.1%であった。身体的虐待を「体罰」、「殴打」および「暴行と傷害」と細分して分析したが、体罰は手または細い木の枝のようなもので手のひら、尻、ふくらはぎ等を殴る行為であり、殴打はこぶし、足または棒等でむやみに殴る行為である。暴行と傷害は乱暴な行動および他人の体に傷を負わせる行為と定義した。

キムヒョンモ、2002、「京畿道の児童虐待の実態および児童保護体系の現況の分析」『児童権利研究』、6 (2)、246-266.

本研究は京畿道の児童虐待の実態調査の結果と児童保護体系の現況とを分析することに目的がある。児童虐待の実態を把握するために群集表集方法(cluster sampling)を利用したが、京畿道を五つの生活圏域と分けた後、また各圏域を市・郡と分けて、各生活圏と市郡の児童数の比率を適用して表本を割り当て、調査を行った。調査対象は性的虐待のような敏感な質問と調査の妥当性を考慮して小学校 4~6 年生に限定したが、京畿道の 4~6 年生全体の 403,638 名の 1.6%の 6,500 名を選定した後、最終的に 6,443 名に対する調査結果を分析した。本調査の評価尺度は一般事項と学校生活の関連事項 7 個、父母関連事項 8 個、児童虐待関連事項 21 個等総 81 個の事項と構成されている。京畿道の児童虐待の発生率は身体的虐待 17.8%、性的虐待 0.4%、情緒的虐待 84.7%、放任 57.1%であるが、情緒的虐待の場合は父母が意図的に虐待をするという解釈よりは無意識的にしてしまう言葉と行動が児童の情緒的発達を阻害しているという解釈が妥当である。性的虐待の発生率はかなり低いほうであるが、これは実際の発生率がありのまま反映されたとするよりは、質問事項の数が 4 個に過ぎず、その妥当性が高くないと解釈したほうが望ましい。これに反して、京畿道の児童虐待予防センターに 2001 年 1 年間受け付けられた 1 歳未満から 17 才までの児童虐待を見ると、身体的虐待 25.9%、性的虐待 6.3%、情緒的虐待 4%、放任 20.1%、重複虐待 43.7%であった。

3-2. その他文献リスト

保健福祉部・中央児童保護専門機関、2017、『2016 年全国児童虐待現況報告書』

保健福祉部・中央児童保護専門機関、2013、『2013 年度児童虐待事例分析Ⅱ－児童福祉施設を中心として』

本研究では 2010 年から 2012 年まで 3 年間の児童虐待疑心事例として児童保護専門機関に受け付けられた 165 個の施設の 586 名の児童を対象として分析したが、これらの施設について現場調査を実施した結果、90 個の施設において 369 名の児童が施設従事者から虐待を受けたと判明された。本研究においては「施設児童虐待」は「児童福祉施設、児童を保護している障害者施設と未認可施設等、その他の施設を含めて、施設従事者によって児童に行われた虐待」と定義した。また、当該事例を基に児童と虐待行為者の特性、具体的な虐待行為

と状況、虐待による結果、虐待判定の如何と理由、児童保護専門機関の措置と内容等について分析した。

保健福祉部・中央児童保護専門機関、2012、『韓国の児童虐待の再発生の実態に関する研究報告書』

本研究は、2007年1月1日から2009年12月31日まで全国の児童保護専門機関に受け付けられて国家児童虐待電算システムに登録された児童虐待事例を2010年12月31日まで追跡し再発生有無を調査した事例を基礎として、児童虐待現況報告書の虐待再発生の児童の特性と虐待行為者の特性を分析し、再虐待を受けた児童と、はじめの受付の後虐待が持続しなかった虐待児童とが、どんな特性をみせるのかを分析することによって、児童虐待の再発生の特性と原因を見つけようとするものである。韓国の児童虐待現況報告書においては、「再虐待」事例は児童保護専門機関の介入が終了した後に再び受け付けられた事例のなかで児童虐待と判定されたものと定義されている。